



設備・在庫篇

— 売却・廃棄・証憑整理 —



現物を動かす前に、証拠を残す



現物確認・棚卸



売却・廃棄の区分



証憑・写真記録



この資料を読む症状



このような症状が出ていませんか？



1

設備を売るのか、廃棄するのか決まっていない



2

固定資産台帳と現物が合っているか不安



3

在庫数量と帳簿残高が合っているか分からない



4

廃棄証明、売却証憑をどう残すか決まっていない



5

輸入設備や監管設備が含まれているか分からない



6

現物を動かした後で説明できるか心配



1つでも当てはまれば、この資料の確認対象です。



よくある誤解

誤解
1



古い設備は
売るか捨てればよい

誤解
2



固定資産台帳に
載っていれば問題ない



誤解
3



在庫は価値が低いので
後回しでよい

誤解
4



処分業者に任せれば
証憑もそろろう



設備・在庫の処理では、売却・廃棄そのものよりも、『処理前の確認』『処理理由』『処理後の証拠』が重要になります。

現物を動かした後では、帳簿、現物、証憑のズレを説明しにくくなります。



放置すると起きる地雷



-  帳簿にある設備が現場にない
-  現場にある設備が台帳に載っていない
-  売却したのに入金・契約・発票が繋がらない
-  廃棄したのに廃棄証明が残っていない
-  在庫差異の理由を説明できない
-  輸入設備や監管設備を処分してしまう
-  税務清算や原状回復で追加説明を求められる



設備・在庫は、現場で動かした瞬間に証拠が消えることがあります。
動かす前の確認が、後の説明力になります。



まず確認すること

— 再編・整理の第一歩は、現物と資料の所在確認から —



1 固定資産台帳

取得日、取得価額、償却状況、設置場所、管理番号



2 現物確認

設備名、数量、設置場所、使用状況、写真記録



3 在庫・棚卸資料

品目、数量、評価額、保管場所、差異理由



4 売却予定品

売却先、価格、契約、入金、発票、引渡記録



5 廃棄予定品

廃棄理由、処分業者、廃棄証明、写真、搬出記録



6 特別確認項目

輸入設備、海関監管、抵当権、リース品、大家所有物



動かす前に 残す証拠

現物が残っている間は確認できます。
現物を動かした後は、証拠でしか説明できません。



現物が残っている間は確認できます。
現物を動かした後は、証拠でしか説明できません。



実務チェックリスト

- ☐ 固定資産台帳は最新か
- ☐ 台帳と現物の突合をしたか
- ☐ 設備の写真を残したか
- ☐ 銘板、管理番号、設置場所を記録したか
- ☐ 使用中、売却予定、廃棄予定の区分をしたか
- ☐ 売却予定品の契約・入金・発票を確認したか
- ☐ 廃棄予定品の廃棄証明を確認したか
- ☐ 在庫数量と帳簿残高を確認したか
- ☐ 在庫差異の理由を整理したか
- ☐ 輸入設備・監管設備の有無を確認したか
- ☐ リース品・大家所有物が混在していないか確認したか
- ☐ 現物を動かす前に証拠を残したか



☐ が多いほど、設備・在庫整理の再確認が必要です。



まとめ・関連資料・免責



- ✓ 設備・在庫の整理は、売却や廃棄を実行するだけではありません。
- ✓ 固定資産台帳、現物、在庫、処分証憑、写真記録、承認記録をそろえ、後から説明できる状態にしておく必要があります。
- ✓ 現物を動かした後では、確認できることが減ります。動かす前に証拠を残すことが、税務清算、海関対応、原状回復にもつながります。



関連資料

- リスク診断票
- 税務清算篇
- 海関篇
- 原状回復篇
- 支援内容



免責

本資料は、中国現地法人の再編・整理に関する一般的な実務上の注意点を整理したものです。

個別案件の法務・税務・労務・海関・環境判断については、弁護士、会計士、その他専門家にご確認ください。

